

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H25.7.16	移転	変更前	営業所	748450	市場山下簡易郵便局		福岡県大牟田市倉永3367-1				×			-	
		変更後	営業所	748450	市場山下簡易郵便局		福岡県大牟田市宮崎6-5				×			-	
H25.7.17	業務変更	変更前	営業所	238020	豊岡敷地簡易郵便局		静岡県磐田市敷地404-2	-		×	×	×	×	-	
		変更後	営業所	238020	豊岡敷地簡易郵便局		静岡県磐田市敷地404-2	-			×			-	
H25.7.17	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	238470	吉原柏原簡易郵便局		静岡県富士市沼田新田79-3	-			×			-	
H25.7.22	移転	変更前	営業所	718070	小田浦簡易郵便局		熊本県葦北郡芦北町小田浦1381-1				×			-	
		変更後	営業所	718070	小田浦簡易郵便局		熊本県葦北郡芦北町小田浦1368-1				×			-	
H25.7.29	移転	変更前	営業所	727850	大分緑ヶ丘簡易郵便局		大分県大分市緑が丘3-16-13	-			×			-	
		変更後	営業所	727850	大分緑ヶ丘簡易郵便局		大分県大分市緑が丘2-13-7	-			×			-	
H25.7.29	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	837100	立根簡易郵便局		岩手県大船渡市立根町関谷6-2					×		-	
H25.7.29	移転	変更前	営業所	837220	長部簡易郵便局		岩手県陸前高田市気仙町二日市115-7	-		×	×	×	×	-	
		変更後	営業所	837220	長部簡易郵便局		岩手県陸前高田市気仙町湊38-3	-		×	×	×	×	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。